琉球大学学術リポジトリ

弁護士法 72 条の「法律事件」の解釈―弁護士・弁護士法人でない者による「法的合意文書作成等支援サービス」の合法性を中心に―

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2022-11-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 昌則 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002019549

《論説》

弁護士法 72 条の「法律事件」の解釈－弁護士・弁護士法人でない者による「法的合意文書作成等支援サービス」の合法性を中心に－

武　田　昌　則

第１　はじめに

リーガルテックとは、「法律（リーガル）と技術（テクノロジー）を組み合わせた造語で、法律業務を支援するテクノロジーのこと」や「法務に IT（情報技術）を導入し、裁判や契約に関する事務作業などの効率化を図ること」等と称されているとされる[1]。法務を情報テクノロジーで支援するリーガルテックの成長が著しいことは、法務に携わる関係者の中ではもはや常識化しているのではなかろうか。

リーガルテックは、弁護士・弁護士法人以外が報酬を得る目的で業として取り扱う限り、弁護士・弁護士法人以外が報酬を得る目的で法律事件について法律事務を行うこと等を業とすることを禁止する弁護士法 72 条との緊張関係が生じることは避けられない。司法試験に合格して司法修習を受け、質が担保されている弁護士や弁護士を社員とする弁護士法人と異なり、質の低いものが含まれるリスクも否定できないからである[2]。

弁護士法 72 条のリーガルテックへの適用の可能性と、その課題等については、松尾剛行弁護士が執筆された論考「リーガルテックと弁護士法に関する考察」[3]が網羅的かつ詳細な検討をしており、本稿も上記論考を全面的に参考に

1 松尾剛行「リーガルテックと弁護士法に関する考察」Information Network Law Review Vol. 18 (2019)　2頁。
2 同上　1頁。
3 同上。

したものである。

本稿は、リーガルテックの中でも、弁護士・弁護士法人以外のものが報酬を得る目的で業として取り扱う法的合意文書作成・保管システム（以下、「法的文書作成等支援サービス」という。）の提供が弁護士法 72 条に違反するか否かの検討を中心に、弁護士法 72 条の規定する「法律事件」 の解釈について、同条に違反する行為に当たるか否かが争われた裁判例の検討を踏まえて[4] 考察したものである。なお、AI 技術の今後の発達により、法的文書作成支援サービスの内容も発展していくことが予想されるが、本稿では、あくまで本稿作成時点における法的文書作成支援サービスの標準的な内容[5]を基準として検討することとする。

第２　法的文書作成支援サービスの提供が弁護士法 72 条に違反するか否かについての検討

1　弁護士法 72 条の規定

4　弁護士法 72 条の「法律事件」の解釈については、日弁連調査室編著「条解　弁護士法」や高中正彦「弁護士法概説」等の、日弁連の機関あるいは日弁連の執行部で務めた弁護士らの執筆にかかる優れた著書・論考があり、上記松尾論文もこれらの内容を検討している。しかしながら、弁護士法 72 条について日弁連は基本的に非弁行為を取り締まる立場にあることから、同条の適用範囲を限定して解釈することが自ずから制約される側面があることは否定できない。そこで本稿では、これらの日弁連の機関あるいは日弁連の執行部で務めた弁護士らの執筆にかかる著作・論文についてはあえて検討対象から外し、あくまで裁判例の分析により弁護士法 72 条の「法律事件」の解釈がどうあるべきかを明らかにしようとしたものである。

5　本稿作成時点においても、AI 機能を駆使して、かなり詳しい契約書のレビューを行うことが可能なシステムも見受けられる。もっとも、そのレビューの内容はあくまでも定型的であり、個々の事案を詳しく検討した平均的な弁護士のレビューのレベルに達しているものとは認められない。しかしながら、事業者がユーザーとの間でサービスの利用契約を締結し、ユーザーが所定の料金を支払うことにより事業者が提供するアプリケーション上でＡＩ契約審査サービスを提供する事業に関して、法務省は、「（上記サービスを利用して）法務審査を受ける契約書に係る契約は、その目的、本件サービスを利用する者（ユーザー）と相手方との関係、契約に至る経緯やその背景事情等の点において様々であり、こうした個別の具体的事情によっては、本件サービスが、弁護士法第７２条本文に規定する「その他一般の法律事件」に関するものと評価される可能性がないとはいえない。」旨回答している。
https://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/220606_yoshiki.pdf
（令和４年９月 12 日最終閲覧）。

弁護士法 72 条は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と規定する。

法的文書作成支援サービスは、弁護士法の他の条項で規律される内容に関するものではなく、かつ、隣接業種やサービサーのように他の法律で規律されるものでもないので、弁護士法 72 条　弁護士法 72 条本文が適用されるためには、以下の①ないし⑤の５つの要件のほか、対象となる事務の⑥他人性の要件（自分の法律事件の自己の法律事務でないこと）が全て充足されることが必要である。

① 弁護士又は弁護士法人でない者が、
② 報酬を得る目的で
③ 訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関し
④ 鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を、取り扱い、又はこれらの周旋をすることを
⑤ 業とすること

2　弁護士法 72 条本文の要件のうち問題となるもの

弁護士法 72 条本文の要件を法的文書作成支援サービスについて検討すると、事業主体が弁護士又は弁護士法人でない限り①の要件は充足され[6]、事業活動として行う限り②及び⑤の要件のほか、⑥の要件も充足される。よって、弁護士又は弁護士法人でない者による法的文書作成支援サービスが、③「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件」（以下、「法律事件」と

6 法的文書作成支援サービスを提供する事業者の中には、内容について「弁護士監修」であることをアピールするものや、弁護士資格を有する者が取締役を務めているものも見受けられる。しかしながら、これらの事情があったとしても、事業主体が弁護士又は弁護士法人でない限り①の要件は充足されることに何ら変わりはない。

いう。）に関するものに　当たるか、及び、④「鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務」（以下、「法　律事務」という。）を取り扱い、又はその周旋するものに当たるかが問題となる。

3　法的文書作成支援サービスが、「法律事件」に関するものに当たるか否かの検討

そこで、法的文書作成支援サービスが、「法律事件」に関するものに当たるかについて、「法律事件」の解釈に関する裁判例を紹介し、これらを比較・分析して検討することとする。

（1）「法律事件」の解釈に関する裁判例の紹介

ア　最判平成 22 年 7 月 20 日刑集 64 巻 5 号 793 頁（以下、「平成 22 年最判」という。）

【事案の概要】

不動産売買業等を営む A 社（以下「A 社」という。）は、ビル及び土地の所有権を取得し、当該ビルの賃借人らをすべて立ち退かせてビルを解体し、更地にした上で、同社が新たに建物を建築する建築条件付で土地を売却するなどして利益を上げるという事業を行っていた。A 社は、上記事業の一環として、本件ビルを取得して所有していたが、同ビルには、74 名の賃借人が、その立地条件等を前提に事業用に各室を賃借して、それぞれの業務を行っていた。土地家屋の売買業等を営む被告人 B 社の代表取締役である被告人 C は、同社の業務に関し、共犯者らと共謀の上、弁護士資格等を有さず、法定の除外事由もないのに、報酬を得る目的で、業として、A 社から、本件ビルについて、上記賃借人らとの間で、賃貸借契約の合意解除に向けた契約締結交渉を行って合意解除契約を締結した上で各室を明け渡させるなどの業務を行うことの委託を受けて、これを受任した。被告人らは、A 社から、被告人らの報酬に充てられる分と賃借人らに支払われる立ち退き料等の経費に充てられる分とを合わせた多額の金員を、その割合の明示なく一括して受領した。そして、被告人らは、本件ビルの賃借人らに対し、被告人 B 社が同ビルの所有者である旨虚偽の事実を申し向けるなどした上、賃借人らに不安や不快感を与

えるような振る舞いもしながら、約 10 か月にわたり、上記 74 名の賃借人関係者との間で、賃貸借契約を合意解除して賃貸人が立ち退き料の支払義務を負い、賃借人が一定期日までに部屋を明け渡す義務を負うこと等を内容とする契約の締結に応じるよう交渉して、合意解除契約を締結するなどした。

【判断の要旨】

被告人らは、多数の賃借人が存在する本件ビルを解体するため全賃借人の立ち退きの実現を図るという業務を、報酬と立ち退き料等の経費を割合を明示することなく一括して受領し受託したものであるところ、このような業務は、賃貸借契約期間中で、現にそれぞれの業務を行っており、立ち退く意向を有していなかった賃借人らに対し、専ら賃貸人側の都合で、同契約の合意解除と明渡しの実現を図るべく交渉するというものであって、立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐって交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るものであったことは明らかであり、弁護士法 72 条にいう「その他一般の法律事件」に関するものであったというべきである。そして、被告人らは、報酬を得る目的で、業として、上記のような事件に関し、賃借人らとの間に生ずる法的紛議を解決するための法律事務の委託を受けて、前記のように賃借人らに不安や不快感を与えるような振る舞いもしながら、これを取り扱ったのであり、被告人らの行為につき弁護士法 72 条違反の罪の成立を認めた原判断は相当である。

イ　東京地判平成 24 年 12 月 17 日（LEX/DB 文献番号 25499455 以下、「平成 24 年東京地判」という。）

【事案の概要】

本件は，原告が，自ら経営し，株式を保有していた A 株式会社（以下「A」という。）の株式を株式会社 B（以下「B」という。）に対して売却する契約（以下「本件株式譲渡契約」という。）の締結に当たり，被告との間で，アドバイザリー契約（以下「本件アドバイザリー契約」という。）を締結し，被告担当者から助言等を得ていたところ，同担

当者が本件株式譲渡契約に原告が希望する約定解除権が付されている旨の説明をしたことから，同約定解除権が付されたものと誤信し，本件株式譲渡契約締結後に同約定解除権を行使しようとした際にこれができず，不利な条件による合意解除に応ぜざるを得なかったとして，被告に対し，主位的に，債務不履行（説明義務違反）による損害賠償請求権に基づき，損害（本件アドバイザリー契約に係る委託手数料 105 万円及び報酬 2520 万円の合計 2625 万円）の賠償及び平成 20 年９月４日から支払済みまで商事法定利率年６分の割合による遅延損害金の支払を求め，予備的に，本件アドバイザリー契約の公序良俗違反（弁護士法 72 条違反）による無効等を理由として，不当利得に基づき，上記 2625 万円（上記〔３〕は 2520 万円の範囲）の返還を求め，上記〔１〕，〔２〕について，2625 万円に対する訴えの変更申立書送達の日（平成 23 年７月１日）の翌日から支払済みまで商事法定利率年６分（上記〔１〕）ないし民法所定の年５分（上記〔２〕）の割合による遅延損害金等を求める事案である。

【判断の要旨】

弁護士法 72 条は、弁護士又は弁護士法人でない者が、「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等の行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件」に関して、「鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務」の取扱い等を業とすることを禁止しているところ、「その他一般の法律事件」は、「訴訟事件」等の例示を受けて規定されている以上、同例示に準ずる程度に争いや疑義のおそれの存在が必要であると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件株式譲渡契約当時、原告と B との間で法的紛議が生ずることが不可避であることをうかがわせる事実を認めるに足りる証拠はなく、むしろ、前記１（１）の認定事実によれば、被告の業務は、原告と B との間の本件株式譲渡契約の契約書の作成について助言や協力をしていたもの限られ、原告と B との間で解決しなければならない法的紛議が生ずることが不可避である事項に係る助言・協力をしていたとはいえないことからすれば、

本件株式譲渡契約に係る被告の契約書の作成検討業務が「その他一般の法律事件」に該当すると認めることはできない。

ウ　東京地判令和２年２月３日（LEX/DB 文献番号 25585371　以下、「令和２年東京地判」という。）

【事案の概要】

原告は、訴外会社で稼働していた者である。被告は、退職に関するコンサルタント業務等を目的とする株式会社であり、ホームページ上で、「…あなたの退職に必要な連絡を、代行いたします」、「退職代行費用正社員・契約社員￥50、000」などと宣伝している。

原告は、訴外会社を退職したいと考え、被告に、退職に必要な連絡の代行を依頼し、平成 30 年 12 月５日頃、報酬として５万円を支払った（本件契約）。

被告が、訴外会社に対し、原告の退職の意思を伝達したところ、訴外会社の代表者から、原告との関係は雇用契約ではなく業務委託契約であるとの認識が示された。

被告の担当者は、平成30年12月６日、原告に対し、電子メールで、「会社様と認識に関して一致が確認出来る前で、弊社から会社様にお電話することは出来ません。お客様ご自身と会社様で認識の相違を無くしていただく必要があります。弊社から連絡の代行というサービスの実施は、ご情報の確認が取れない状態で継続は出来かねます。」と連絡した。

【判断の要旨】

①　弁護士法 72 条本文は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」と定めている。

ここにいう「その他一般の法律事件」の意義については、従前から、「事件性必要説」と「事件性不要説」の対立があるとされており、

前者の中には、「その他一般の法律事件」といえるためには、争いや疑義が具体化又は顕在化していることが必要であるとするものがあり、他方、「事件性不要説」は、このような要件の存在を否定する。

②　この点、最高裁昭和46年7月14日判決（刑集25巻5号690頁。以下、「昭和46年最判」という。）は、弁護士法72条の趣旨について、「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、ひろく法律事務を行なうことをその職務とするものであつて、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、みずからの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられるのである。」と判示している。

そして、（前述の平成22年最判）は、弁護士資格等のない者らが、ビルの所有者から委託を受けてそのビルの賃借人らと交渉して賃貸借契約を合意解除した上で各室の明渡しをさせるなどの業務を行った行為が、「その他一般の法律事件」に当たるか否かが争われた事案について、当該事案の事実関係を詳細に摘示した上で、「被告人らは、多数の賃借人が存在する本件ビルを解体するため全賃借人の立ち退きの実現を図るという業務を、報酬と立ち退き料等の経費を割合を明示することなく一括して受領し受託したものであるところ、このような業務は、賃貸借契約期間中で、現にそれぞれの業務を行っており、立ち退く意向を有していなかった賃借人らに対し、専ら賃貸人側の都合で、同契約の合意解除と明渡しの実現を図るべく交渉するというものであって、立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐって交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るものであったこと

は明らかであり、弁護士法 72 条にいう「その他一般の法律事件」に関するものであったというべきである。」と判示している。

③　思うに、法的な争いや疑義が具体化又は顕在化している事案が「その他一般の法律事件」に該当することは明らかであるとしても、法的な紛議が顕在化しない限り「その他一般の法律事件」に当たらないと解釈することは、上記のような弁護士法 72 条の趣旨を没却することになりかねず、相当でない。

他方で、弁護士法 72 条は刑罰法規であるところ、現代社会においては、あらゆる事象が、およそ何らかの法律に関わっているといえるから、権利義務関係の対立がある案件がすべて「その他一般の法律行為」に該当するとすれば、処罰の範囲が著しく拡大してしまい不当である。また、争いや疑義が生じる「おそれ」や「可能性」があることを要件とすることも、要件が不明確となり相当でない。例えば、弁護士以外の者が広く一般に行っているいわゆるコンサルタント業務の中には、将来、法的な争いや疑義が生じる「おそれ」や「可能性」があるものが多数存在すると思われるが、争いや疑義が生じる「おそれ」や「可能性」があれば「その他一般の法律事件」に該当するとの解釈によれば、これらの行為が、広く同条違反に該当するということにもなりかねない。

したがって、「その他一般の法律事件」に当たるといえるためには、法的紛議が顕在化している必要まではないが、紛議が生じる抽象的なおそれや可能性があるというだけでは足りず、当該事案において、法的紛議が生じることがほぼ不可避であるといえるような事実関係が存在することが必要であると解するのが相当である。

④　これを本件についてみると、本件契約の具体的な内容は証拠上必ずしも明らかでないが、被告のホームページによれば、退職に必要な連絡を代行するとされているから、退職の意思を伝達することのほか、退職に伴って生じる付随的な連絡（私物の郵送依頼や、離職票の送付依頼等）を行うことが契約の内容になっていたものと推認できる。

そして、本件では、被告が訴外会社に原告の退職の意思を伝えたのに対し、訴外会社は、原告との契約関係は雇用ではなく業務委託であるとの認識を示したというのであるから、その時点で、原告と訴外会社との間に法的紛議があることが顕在化したといえる。

しかし、原告の主張を前提にしても、原告は、訴外会社の業務を続けているうちに退職したいと考えるようになり、被告に退職に必要な連絡の代行を依頼し（本件契約）、被告が原告に代わって訴外会社に退職の意思を伝達した（本件行為）にすぎず、本件契約を締結した時点及び本件行為の時点では、原告と訴外会社との間で、法的紛議が顕在化していたといえないことは勿論、これが生じることがほぼ不可避であるといえるような事実関係が存在したとも認められない。被告は、訴外会社に対し、原告の退職の意思を原告に代わって伝達しただけであり、訴外会社から、原告との契約関係が雇用ではなく業務委託であるとの回答を受けるや、業務を中止しており、法的紛議が顕在化した後は、訴外会社と交渉等を一切行っていない。

以上によれば、本件は、「その他一般の法律事件」に該当しないから、被告が原告と本件契約を締結したこと及び本件行為を行ったことは、弁護士法72条には違反しないというべきである。

エ　東京地判平成28年7月25日判例タイムズ1435号215頁（以下、「平成28年東京地判」という。）

【事案の概要】

原告は、顧客の依頼を受け、電気保安業務を行うことを業とする個人事業主であって、電気事業法施行規則53条3項1号に定める「電気管理技術者」である。被告は、電気保安サービス等を業とする株式会社であり、弁護士法人ではない。被告は、電気事業法38条4項に定める「自家用電気工作物」の受変電設備の停電、漏電の有無及び温度を24時間態勢で監視する装置を用いて電気設備等を管理するサービス（以下「ESシステムサービス」という。）を主力商品として提供している。

被告は、ESシステムサービスを導入しようとする客に対し、電気

事業法施行規則 52 条２項が定める「委託契約」を、被告と業務提携関係にある B 協力会・C 協会（以下「協力会」という。）に所属する電気管理技術者との間で締結するように勧めている。そして、そのような客に対するサービスとして、客と従前の電気管理技術者との間の委託契約の解除手続を代行している。

原告は，平成 27 年５月１日，A との間で，契約期間を同日から平成 28 年４月 30 日までの１年間，委託料を年額 20 万 4000 円とし，事業場である A’ 工場に設置された自家用電気工作物の委託契約である原告契約を締結した。

原告契約の契約書には，解除及び期間に関し，概要，以下のとおりの定めがある。なお，「甲」は A を，「乙」は原告をそれぞれ意味する。

第１６条【契約の解除】

１項　次の各号のいずれかに該当する場合には，この契約を解除することができるものとします。

１号　甲又は乙のいずれか一方がこの契約に基づく義務に違反し第２条に定める保安管理業務の実施ができないと認められた場合

２号　甲が委託料及び諸費用の支払を遅滞した場合

２項　甲又は乙の都合により契約期間中に解約する場合には，相互に，解除日の３ヶ月以上前に書面にて通知して予告します。

３項　前項において，解除予告が期日までになされなかった場合には，甲又は乙は，第４条で規定した委託料の３ヶ月分を違約金として支払うものとします。

第１８条【契約の期間】

本契約の有効期間は平成 27 年５月１日から平成 28 年４月 30 日までとします。ただし，その期間の満了３ヶ月前までに甲乙双方に異議の申し出がない場合は，更に１年間その効力を継続するものとし，以後この例によるものとします。

Aは，平成27年6月17日，被告との間で，事業場であるA’工場に設置された自家用電気工作物について，ESシステムサービスを導入する旨の契約を締結した。また，Aは，協力会に所属し，被告と業務提携関係にある電気管理技術者との間で，契約期間を同年9月1日から1年間とし，保安管理業務の報酬を月額5300円（消費税別）とする委託契約を締結した。

さらに，Aは，平成27年6月17日，被告及び協力会に対し，原告契約の解除及びそれらに付帯する手続に関する一切の事務の処理を委任する旨の委任契約を締結した（以下「本件委任契約」という。）。

その後，被告は，原告に対し，原告契約を解除する旨記載されたA名義の平成27年6月17日付け別紙解約通知書（以下「本件解約通知書」という。）を郵送した（以下「本件行為」という。）。原告は，その頃，本件解約通知書を受領し，原告契約は解除された。

本件解約通知書には，原告契約は平成27年8月末日をもって解除し，解除日以後の保安管理業務は被告及び協力会に所属する電気管理技術者に委託する旨が記載されている。

そして，本件解約通知書には，従前の受託者との間の委託契約を解除する旨及び解除後は保安管理業務を被告及び協力会に所属する電気管理技術者に委託する旨があらかじめ印字され，他方，それぞれ空欄となっていた，受託者，契約解除の年月，解除の対象となる委託契約の締結日，対象事業場の所在地及び名称の欄には手書きで記載事項が書き込まれ，委託者の欄にはAの記名押印がされている。

また，本件解約通知書に押印されたAの印の印影は，成立に争いのない，原告契約の契約書，本件委任契約の委任状，Aと被告の間で締結されたESシステムサービスに関する契約の契約書及びAと協力会に所属する電気管理技術者との間で締結された委託契約の契約書に，それぞれ押印されている印の印影と同一である。

なお、電気保安業務を業として行っている者らが、本件の被告を被告として、被告が行っているESシステムサービスに関する契約締結行為等が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以

下、「独禁法」という。）上の不公正な取引方法に当たるとして、同法 24 条に基づき当該行為の差止めを求めるとともに、被告に顧客を奪われたとして、損害の賠償及び遅延損害金の支払を求めて提起した別件訴訟において、不当な取引妨害、不当廉売、ぎまん的顧客誘引、抱き合わせ販売等が認められないとして、請求が棄却され、その判決が最高裁判所の決定により確定している。

【判断の要旨】

弁護士法 72 条本文前段にいう「法律事件」とは、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は、新たな権利義務関係の発生する案件をいうと解される。

本件行為は、原告契約を解除する旨の本件解約通知書を郵送するものであって、原告と A との間の契約関係を終了させるものであるから、既存の権利義務関係を消滅させるという点において、新たな権利義務関係を発生させる案件であるといえる。

（2）「法律事件」の解釈に関する裁判例の比較分析

令和２年東京地判は、昭和 46 年最判や平成 22 年最判といった先行する最高裁判決の判示を丁寧に引用している。そのうえで、令和２年東京地判は、弁護士法 72 条が刑罰法規であることを踏まえて、現代社会においてはあらゆる事象がおよそ何らかの法律に関わっているという認識に立脚し、権利義務関係の対立がある案件がすべて「その他一般の法律行為」に該当するとすれば、処罰の範囲が著しく拡大してしまい不当であることや、争いや疑義が生じる「おそれ」や「可能性」があることを要件とすることにより要件を不明確とすることの不相当性を指摘している。そのような根拠の具体的な判示に基づいて、「法律事件」に当たるといえるためには、法的紛議が顕在化している必要まではないが、紛議が生じる抽象的なおそれや可能性があるというだけでは足りず、当該事案において、法的紛議が生じることがほぼ不可避であるといえるような事実関係が存在することが必要であると解するのが相当であるという規律を導いている。

平成 24 年東京地判は M&A のアドバイザリー契約におけるアドバイザ

ーたる被告の行為が弁護士法 72 条に違反するかどうかが争われた事案である。平成 24 年東京地判では、「その他一般の法律事件」は、「訴訟事件」等の例示を受けて規定されている以上、同例示に準ずる程度に争いや疑義のおそれの存在が必要であると解するのが相当であるとしたうえで、対象となる M&A の契約当時には法的紛議が生ずることが不可避であるとは認められないとして、「法律事件」に関するものであるとことを否定している。

これに対し、平成 28 年東京地判は、特に理由を示すことなく、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は、新たな権利義務関係の発生する案件をいうと規律を示したうえで、原告とＡとの契約を解除する旨の解約通知書を郵送する行為につき、原告とＡとの間の契約関係を終了させるものであるから、既存の権利義務関係を消滅させるという点において、新たな権利義務関係を発生させる案件であるとするのみで、法律上の権利義務に関し争いや疑義があるか否かについての検討を示すことなく、「法律事件」であると認定している。

「法律事件」の解釈に関する東京地裁の３つの判断を比較すれば、令和２年東京地判の判断が丁寧に理由を示している点で最も説得的である。また、「法律事件」の解釈につき平成 28 年東京地判のように広くとらえてしまうと、日常的な物品の購入等を含めた全ての契約の締結がこれに該当することになり、いわゆる代理商（商法 27 条）の行う行為も全て他人の法律事件に関するものになり原則として弁護士が行わなければならないことになるなど、処罰の範囲が著しく拡大してしまい不当であるとの批判を免れないのではなかろうか。むしろ、平成 28 年東京地判の事案では、被告が、原告の顧客に原告との契約を解除させて自らの提携者と原告の顧客を契約させる目的で原告の顧客の原告に対する解除通知を代行し、これを組織的に実行していることに照らせば、被告の行為に対して不満を持った原告と被告との間で法的紛議が生じる蓋然性があったとも評価でき、独禁法上の不公正な取引方法に当たるか否かについては、最高裁まで争うほどの法的紛議が実際に生じたものである。平成 28 年東京地判はこのような事情を斟酌して、「法律事件」に当たると判断し

たと考えることもできよう。

そうすると、「法律事件」の解釈としては、令和２年東京地判の判示したとおり、「法律事件」に当たるといえるためには、当該事案において、法的紛議が生じることがほぼ不可避であるといえるような事実関係が存在することが必要であると解すべきであろう。

もっとも、督促手続・即決和解・公正証書の作成のような債務名義を取得するための手続きや、非常に高度な法的な判断を要求される合意手続きにおいて、当事者間での紛議が生じる可能性が小さくとも、他人のそのような手続きの法律事務を業として取り扱うことなどについては、「法律事件」にあたるものとして、弁護士法 72 条の規律が及ぶべきである[7]。

したがって、「法律事件」は、当該事案において、法的紛議が生じることがほぼ不可避であるといえるような事実関係が存在する案件、債務名義を取得するための案件、又は、非常に高度な法的判断を要求される案件をいうと解することが、最も妥当な解釈といえよう。

かく解することが、「事件」という文言自体が持つ本来の意味[8]に照らしても、忠実な解釈といえるのではなかろうか。

（３）「法律事件」の解釈に関する裁判例の比較分析を踏まえて、法的文書作成支援サービスが法律事件に関わるものに当たるかの検討

上述のとおり、「法律事件」の解釈が争点となった裁判例の比較分析を踏まえれば、「法律事件」とは、当該事案において、法的紛議が生じることがほぼ不可避であるといえるような事実関係が存在する案件、債務名義を取得するための案件、又は、非常に高度な法的判断を要求される案件をいうと解される。

この点、法的文書作成支援サービスは、いずれも比較的簡単な契約の締結の支援に関わるものであって、サービスの提供の段階では法的紛議

7 「その他一般の法律事件」に該当することに異論がないと思われる督促手続に関する事件についてみると，その多くは，債務名義を取得するために申し立てられるのであって，必ずしも争いや疑義があるわけではない（東京高判平成 21 年 10 月 21 日刑集 64 巻 812 頁）。

8 広辞苑では、「事件」という言葉の意味として、「①事柄。事項。②（意外な）できごと。もめごと。③訴訟事件の略。裁判所に訴えられている事柄。」を挙げている（広辞苑 8545 頁）。

が生じることがほぼ不可避であるような状況は想定されていない。契約の締結にあたって法的紛議が生じることが不可避であるような状況が生じたのであれば、契約を締結しなければよいだけのことであり、その状況下で法的文書作成支援サービスの提供自体を理由に契約の締結が強制されるような事態はおよそ想定できない。

また、法的文書作成支援サービスが取引上日常的に使用される書式を提供することがあるとしても、それは、あくまで「一例」として提供しているにすぎず、契約締結にあたる者は、自由に書式を編集することができ、最終的には、自らの判断においてルールの内容を確定させることになる。

さらに、法的文書作成支援サービスの提供は債務名義を取得するための案件でもなければ、非常に高度な法的判断を要求される案件でもない。この点は、裏を返せば、法的文書作成支援サービスが取引上日常的に使用される書式を提供していることからも明らかである。なぜなら、書式化が可能であるということは、すなわち、定型的な内容であり、非常に高度な法的判断を要求される案件ではないことを意味するからである。

そうすると、法的文書作成支援サービスの提供は、「法律事件」に関するものにはあたらないと考えられる。

「法律事件」に当たる旨を判示した平成 22 年最判と平成 28 年東京地判が、いずれも、従来締結されていた契約の解除に関するものであって、契約の成立に関するものではないことも、この考え方の正しさを裏付けるものであるといえよう。

4　法的文書作成支援サービスの提供が「法律事務」を取り扱い、又はこれらの周旋をすることに当たるかの検討

それでは、法的文書作成支援サービスの提供が「法律事務」を取り扱い、又はこれらの周旋をすることに当たるかにつき、「法律事務」の解釈が問題となった裁判例を紹介し、これを検討することとする。

（1）「法律事務」の解釈に関する裁判例の紹介

ア　東京地判平成 27 年 10 月 28 日（LEX/DB 文献番号 25532543 以下、「平成 27 年東京地判」という。）

【事案の概要】

医療法人を買い取る意向を有していた原告が、M＆Aのアドバイザーである被告株式会社との間でアドバイザリー契約を締結し、同被告の代表者である被告bは、原告に対し、訴外医療法人が開設する2つの病院及び1つの老人保健施設を売却する意向があるとの虚偽の事実を告知し、原告がその旨誤信したため、被告株式会社に金員を交付したと主張し、主位的に、被告らに対し、詐欺の不法行為による損害賠償請求権と会社法 350 条に基づき、上記交付金相当額及び遅延損害金の連帯支払を求め、予備的に、被告株式会社に対し、同契約は弁護士法 72 条に違反し無効であると主張して不当利得返還請求権に基づいて同額の支払を求めるなどした事案

【判断の要旨】

交渉の媒介や契約書案の作成補助などが弁護士でなければできない法律事務であるとは認められず、本件アドバイザリー契約によって被告会社が法律事件の代理や仲裁等を行ったものとも認められないから、原告の主張は採用できない。

イ　平成 28 年東京地判

【事実の概要】

（3）ア（エ）の【事案の概要】に記載した通りである。

【判断の要旨】

弁護士法 72 条本文前段の要件として、法律事件に関する「鑑定、代理、仲裁、和解その他の法律事務」を取り扱うことが必要とされている。

本件において、被告は、ES システムサービスを導入しようとする客に対するサービスとして、当該客と従前の電気管理技術者との間の委託契約の解除手続を集約して代行していること、本件解約通知書には、従前の受託者との間の委託契約を解除する旨があらかじめ印字されており、必要事項を書き込めば解約通知書として完成する書式であることに照らせば、第三者間の契約解除という法律効果が発生する本件解約通知書の書式については、被告が作成したもの

と認められる。その上で、被告は、空欄部分や記名押印部分を記入することによって完成した、第三者である A が作成名義人となる本件解約通知書を、A に代わって原告に郵送し、その結果、A と原告との間の原告契約が解除されるという法律効果が発生したものである。

かかる事情に照らせば、本件行為は、単に本件解約通知書を郵送したという事実行為ではなく、法律上の効果を発生、変更する事項を保全、明確化する行為といえる。

したがって，被告は，「法律事件」に関する「法律事務」を取り扱ったと認めるのが相当である。

（2）「法律事務」の解釈に関する裁判例の比較分析

平成 27 年東京地判は交渉の媒介や契約書案の作成補助などが弁護士でなければできない法律事務であるとは認められず、アドバイザリー契約によって被告会社が法律事件の代理や仲裁等を行ったものとも認められないとして、「法律事務」に当たることを否定している。

これに対して、平成 28 年東京地判は、「法律上の効果を発生、変更する事項を保全、明確化する行為」であることを理由に「法律事務」にあたるとするかのようである。

しかしながら、「法律上の効果を発生、変更する事項を保全、明確化する行為」というのであれば、平成 27 年東京地判で対象となっている契約書案の作成補助も全般的にこれにあたると言わなければならないであろう。平成 28 年東京地判のように、「法律事件」の解釈をゆるやかに考えたうえで「法律事務」についてこのような解釈をとってしまうと、令和２年東京地判が指摘したように、刑罰法規である弁護士法 72 条による処罰の範囲が著しく拡大してしまい不当であるとの懸念を払拭できないこととなろう。

さらに、平成 28 年東京地判では、「電気保安業務を業として行っている者らが、本件の被告を被告として、被告が行っている ES システムサービスに関する契約締結行為等が、独禁法上の不公正な取引方法に当たるとして、同法 24 条に基づき当該行為の差止めを求めるとともに、被告

に顧客を奪われたとして、損害の賠償及び遅延損害金の支払を求めて提起した別件訴訟において、不当な取引妨害、不当廉売、ぎまん的顧客誘引、抱き合わせ販売等が認められないとして、請求が棄却され、その判決が最高裁判所の決定により確定している」事実に基づいて、被告の行為が社会的経済的に正当な業務の範囲内にあると解する余地も十分にあるといえる旨の判断を示している。この判断には疑問があると言わざるを得ない。独禁法の規律と弁護士法の規律は別個独立のものであり、独禁法上違法とされなかったからといって、弁護士法上も違法性が阻却されるという理由にはならないからである。違法性を否定するのであれば、正当業務行為として違法性が阻却されるというのではなく、端的に弁護士法72条違反ではないと判断すべきだったのではなかろうか。おそらく、上述したとおり、平成28年東京地判の事案では、被告が、原告の顧客に原告との契約を解除させて自らの提携者と原告の顧客を契約させる目的で原告の顧客の原告に対する解除通知を代行し、これを組織的に実行していることに照らせば、被告の行為に対して不満を持った原告と被告との間で法的紛議が生じる蓋然性があったとも評価できることから、被告の行為が「法律事件」に関する「法律事務」にあたるとしたのではないかと推測される。

以上の「法律事務」に当たるかどうかの判断における裁判所ごとの判断の違いの大きさや、「法律事件」に当たるかどうかではなく「法律事務」にあたるかどうかの判断を重視した平成28年東京地判の判断手法に従えば弁護士法72条による処罰範囲の不当な拡大のおそれがあることや、平成28年東京地判がかかる判断手法をとったが故の歯切れの悪さを踏まえると、「法律事務」に当たるかどうかの判断は、あくまで「法律事件」に関するものであると判断されたものについてのみなされるべきであって、弁護士法72条の適用に関する限り、「法律事件」かどうかの判断を離れて独自になされるべきものではないと考えるべきであろう。この点は、「（前略）法律事件に関して（中略）法律事務を取り扱い（攻略）」と定める同条の構成要件の文言にも適うものである。

（3）「法律事務」の解釈に関する裁判例の比較分析を踏まえた検討

法的文書作成支援サービスの提供が「法律事務」を取り扱い、又はこれらの周旋をすることに当たるかの提供対象ケースは、いずれも比較的簡単な契約の締結の支援に関わるものであるから、これが「法律事務」にあたるとしても、「法律事件」に関するものに当たらないことは、既に検討したとおりである。

つまり、法的文書作成支援サービスの提供が「法律事務」を取り扱い、又はこれらの周旋をすることに当たるかの提供が「法律事件」に関するものにあたらない限り、「法律事務」にあたるかどうかは問題とならないというべきである。

以上より、法的文書作成支援サービスの提供が「法律事務」を取り扱い、又はこれらの周旋をすることに当たるかの提供が法律事務を取り扱い、又は周旋することに当たるかの検討は不要である。

第３　現状での結論

以上検討したとおり、法的文書作成支援サービスが弁護士法 72 条に違反するか否かを検討するにあたっては、もっぱら、その提供が「法律事件」に関するものか否かにより判断すべきものであり、「法律事件」は、当該事案において、法的紛議が生じることがほぼ不可避であるといえるような事実関係が存在する案件、債務名義を取得するための案件、又は、非常に高度な法的判断を要求される案件[9]をいうものと解すべきであると考える。

以　上

＊本稿は、Dayz 株式会社が国立大学法人琉球大学に受託した研究「沖縄県内の産業における「契約」に関する意識調査と、約款（規約）による合意形成のメリットを活用したリーガルテックサービスの有効性について」（21W1000001）の成果物の一つである。

9 非常に高度な法的判断を要求される案件かどうかは、時の経過により異なりうる。例えば、新しい様式の契約書のドラフト作成にあたって非常に高度な法的判断を要求されたとしても、そのドラフトをまねたひな形が出回り、ひな形を参考にすれば簡単に事案に合わせた契約書を作成できるような状況になれば、もはやその契約書の作成が非常に高度な法的判断を要求される案件ということはできないであろう。